

監護相当・生計費の負担についての確認書

(申立先) 佐那河内村長 殿

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細)

対象の子どもの情報を記入
住所は住民票の住所を記載

【学生】:大学生、専門学生等(アルバイト等で収入を得ていても学生に○をつけてください。)
【その他】:有職者(働いており、所得があっても受給者(請求者)が生計費の負担を行っていただければ対象となります。

【別居】:住民票上、対象者の子どもと受給者(請求者)が別住所

学生の場合、通学先と卒業予定時期を必ず記入してください。

1	ふりがな 氏名 さな 小太郎 佐那 小太郎	生年月日 平成 15 年 12 月 1 日	住所 徳島県徳島市〇〇町△丁目△番地
個人番号 111122223333	続柄 子	職業等(いずれかに○)※ 学生・無職・その他 ※通学先・卒業予定年月日 記入必須	通学先(学生の場合のみ) 〇〇専門学校
		卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 8 年 3 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
			申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
2	ふりがな 氏名 さな 大次郎 佐那 大次郎	生年月日 平成 14 年 10 月 10 日	住所 佐那河内村下字中辺〇番地
個人番号 444455556666	続柄 子	職業等(いずれかに○)※ 学生・無職・その他 ※通学先・卒業予定年月日 記入必須	通学先(学生の場合のみ) 学生ではなく、働いていない場合など
		卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 年 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
			申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他(扶養に入っている) 国民年金保険料を負担
3	ふりがな 氏名 かわうち たけこ 河内 竹子	生年月日 平成 17 年 8 月 4 日	住所 徳島県〇〇郡△△町×丁目×番地
個人番号 777788889999	続柄 子	職業等(いずれかに○)※ 学生・無職・その他 ※通学先・卒業予定年月日 記入必須	通学先(学生の場合のみ) 学生ではなく、働いている場合など
		卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 年 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
			申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他(国民年金保険料を負担)

※ 個人番号が不明な場合は未記入

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 10 月 30 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 佐那河内村下字中辺〇番地

ふりがな さな うめこ
氏名 佐那 梅子

生年月日 昭和 50 年 5 月 6 日

※市外あり
住基ネット確認
AD個人番号検索
有・無
住登外登録
住所情報連携

【重要】受給者(請求者)ご本人からの申立が必要です。

※受給者(請求者)以外(受給者(請求者)の配偶者など)のお名前を
記入しないようお願いください。

認定番号
メモ
確認書 提出日 令和 年 月 日
児童氏名・生年月日
学生以外/学生:卒業予定年月
年 月

「監護相当・生計費の負担についての確認書」に係るQ&A

Q1: 生計費の負担しているとはどのような場合を指しますか？

A1: 受給者(請求者)の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合を指します。

Q2: 18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子が別居している場合の仕送りは、金銭ではなく食料品、生活必需品などを仕送りしている場合も生計の負担をしていると考えていいですか？

A2: 金銭ではなく食料品や生活必需品などの場合であっても、その仕送りの内容が、子の日常生活の全部または一部を営むために必要で、かつ、その仕送りを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合、「生計費の負担をしていること」に該当します。

Q3: 18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子が就職して独立しており、仕送りも行っていない場合は、第3子加算の算定対象となりませんか？

A3: 「生計費の負担をしていること」に該当しないため、第3子加算の算定対象となりません。(当該子に関する確認書の提出は不要です。)

Q4: 18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子を含めても、養育する子が3人に満たず、第3子加算の算定対象とならない場合、確認書の提出は不要ですか？

A4: 不要です。